

別記

第1号様式(第1条関係)

屋外広告物許可申請書					
<p>東京都屋外広告物条例第8条の規定により許可を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 電話 ( ) 〔法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
1 表示又は設置の場所					
2 表示内容					
3 表示又は設置の態様	位置	土地 建築物(屋上・壁面・突出)その他	照明	ネオン管(露出・赤色・その他)点滅 その他	
4 広告物の規模	縦(メートル) A	横(メートル) B	面数 C	合計面積(平方メートル) A×B×C	数量
					基 枚 台 個 張
5 表示期間	年 月 日から 年 月 日まで				
6 屋外広告物管理者	(1)住所				
	(2)氏名				
	(3)電話				
	(4)資格				
7 その他	別紙のとおり				
※ 受付欄	都・建築指導事務所	受付機関	納入確認	手数料	
				種 別	
				数 量	広告塔又は広告板 (5平方メートルまでごと) その他の広告物 基枚台個張
				単 価	円
			金 額	円	
<p>(注意) 1 所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。</p> <p>2 6の屋外広告物管理者の欄については、原則として記入は不要です。なお、同欄に記入がある場合には、東京都屋外広告物条例施行規則第3条で定める広告物等を表示又は設置する場合に必要な屋外広告物管理者設置届の提出が不要となります。記入する場合には、(4)の資格の欄に東京都屋外広告物条例施行規則第2条各号に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入するとともに、その資格を証する書面を添付してください。</p> <p>3 ※印のある欄は、記入しないでください。</p>					

(日本産業規格A列4番)

別紙  
(表)

1 広告物の種類		広告塔 広告板 プロジェクションマッピング 小型広告板 はり紙 はり札等 広告旗 立看板等 電柱又は街路灯柱の利用広告 標識利用広告 宣伝車 車体利用広告 アドバルーン 広告幕 アーチ 装飾街路灯 店頭装飾			
2 用途地域等		第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 第一種低層 住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専 用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域 緑地保全 地区 旧美観地区 風致地区 第一種文教地区 市街化調整区 域 条例第6条第4号及び第5号の規定により定められた地域 条 例第8条第4号の規定により定められた地域			
3 禁止区域に該当する場合		条例第6条第 号	4 第一種低層住居 専用地域又は第二 種低層住居専用地 域の境界線からの 距離	メートル	
5 道路、鉄道 及び軌道の 沿道等	(1) 道 路	道 路(道路名 )の からの距離		メートル 市街化調整区域の内・外	
	(2) 高速道路	高速道路(道路名 )の からの距離		メートル	
	(3) 鉄 道	鉄 道(鉄道名 )の からの距離		メートル	
	(4) 軌 道	軌 道(軌道名 )の からの距離		メートル	
6 表示又は設置の限度		A 建築物の高さ		メートル	
		B 広告物の高さの限度(A×2/3)		メートル	
		C 表示又は設置の限度(A+B)		メートル	
7 一壁面に おける総表 示面積の限 度	(1) 壁面面積	平 方 メートル	8 一建築物に おける総表示 面積の限度	(1) 建築物の 壁面面積	平 方 メートル
	(2) 総表示面 積の限度 (1)×3/10)	平 方 メートル		(2) 総表示面 積の限度 (1)×6/10)	平 方 メートル
	(3) 広告物の 既表示面積	平 方 メートル		(3) 広告物の 既表示面積	平 方 メートル
	(4) 今回表示 面積	平 方 メートル		(4) 今回表示 面積	平 方 メートル
9 工作物の確認		年 月 日 第 号			
10 道路占用の許可		年 月 日 第 号			
11 前回許可		年 月 日 第 号 ( 年 月 日から 年 月 日まで)			
12 設計者	(1) 住 所				
	(2) 氏 名				
	(3) 資 格	( )級建築士・( )登録 第 号			
	(4) 建築士事務所	( )級建築士事務所・( )登録 第 号			
13 施工者	(1) 住 所				
	(2) 氏 名				
	(3) 屋外広告業 登録番号	年 月 日 第 号			
	(4) 建設業	( )許 可 第 号			
	(5) 電気工事業	( )登 録 第 号			

(日本産業規格A列4番)

(裏)

14 条例第6条 第4号及び第 5号の規定に より定めら れた地域	(1) 文化財等から 展望できない 広告物等	該当する 展望できない理由 ( ) 該当しない		
	(2) 地盤面からの 高さ	( )メートル (20メートル未満は、(3)の記入不要)		
	(3) 基準を超える 彩度の使用割 合の限度	広告物の表示面積A	平方メートル	
		基準を超える彩度の 使用割合の限度 (A×1/3)	平方メートル	
基準を超える彩度の 使用面積		平方メートル		
15 条例第8条 第4号の規定 により定め られた地域	(1) 広告物の目的	自家用広告物(条例第13条第5号に掲げる広告物等) その他の広告物( )		
	(2) 地盤面からの 高さ	( )メートル (10メートル未満は、(3)の記入不要)		
	(3) 基準を超える 彩度の使用割 合の限度	広告物の表示面積A	平方メートル	
		基準を超える彩度の 使用割合の限度 (A×1/3)	平方メートル	
		基準を超える彩度の 使用面積	平方メートル	
(4) 照明	種類	ネオン管(露出・その他)、LED、その他		
	色	赤色光、黄色光、その他( )		
(注意) 1 所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。 2 7(1)壁面面積及び8(1)建築物の壁面面積の欄については、地盤面から当該広告物又は掲 出物件の上端までの高さが、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内において3 3メートルを超える場合にあつては33メートル、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住 居地域外において52メートルを超える場合にあつては52メートルまでの面積を記入してく ださい。				

第2号様式(第1条関係)

屋外広告物自己点検報告書

東京都屋外広告物条例施行規則第1条第3項の規定により、屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

年 月 日

東京都知事 殿

報告者 住所  
氏名  
電話 ( )  
〔法人にあつては、事務所の所  
在地、名称及び代表者の氏名〕

下記の点検結果は、事実と相違ありません。

屋外広告物管理者 住所  
氏名  
電話 ( )  
資格

記

1 屋外広告物の概要

- (1) 表示又は設置の場所  
(2) 表示内容  
(3) 設置年月日 年 月 日  
(4) 前回許可 年 月 日 第 号

2 点検結果

点検項目	※異状の有・無	改善の概要
(1) 取付け(支持)部分の変形又は腐食	有 ・ 無	
(2) 主要部材の変形又は腐食	有 ・ 無	
(3) ボルト、ビス等のさび	有 ・ 無	
(4) 表示面の汚染、変色又ははく離	有 ・ 無	
(5) 表示面の破損	有 ・ 無	
(6) その他特に点検した箇所	有 ・ 無	

(注意) 1 屋外広告物管理者の欄は、東京都屋外広告物条例施行規則第3条で定める広告物等を表示又は設置している場合のみ記入してください。この場合、資格の欄には、東京都屋外広告物条例施行規則第2条各号に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入してください。

2 ※印のある欄は、該当するものを○で囲んでください。

(日本産業規格A列4番)

第3号様式(第1条関係)

屋外広告物等に係る意匠等作成経過報告書

東京都屋外広告物条例施行規則第1条第5項の規定により、屋外広告物等に係る意匠等の作成経過を下記のとおり報告します。

年 月 日

東京都知事 殿

報告者 住所  
氏名  
電話 ( )  
〔法人にあつては、その事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

1 広告物の概要

- (1) 表示又は設置の場所
- (2) 表 示 内 容
- (3) 表 示 期 間

2 屋外広告物等に係る意匠等作成経過

- (1) 広告物の意匠及び色彩に関する案の作成後、東京都屋外広告物条例施行規則第1条第6項に規定する知事が別に定める委員会等に対する意見聴取の有無 有 ・ 無
- (2) 上記意見聴取をしていた場合、その委員会等の名称及び聴取日
- (3) 委員会等からの指摘に基づき変更した意匠等の内容

- ・ 主な指摘事項
- ・ 指摘に基づき変更した内容

(日本産業規格A列4番)

第4号様式(第4条関係)

(表)

屋 外 広 告 物 許 可 書	
第 号	
申請者 住 所 氏 名 〔 法人にあつては、その事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
年 月 日付けで申請のあつた屋外広告物については、東京都屋外広告物 条例第 条の規定により、下記のとおり許可します。	
年 月 日	
東京都知事 印	
記	
1	広告物の種類
2	表 示 又 は 設 置 の 場 所
3	表 示 内 容
4	広告物の数量
5	許 可 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
6	屋外広告物 住 所 管 理 者 氏 名 資 格
7	許 可 条 件 (1) 広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、ペイント塗装その他の方法により美 観を保持すること。 (2) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。 (3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに 補強すること。 (4) 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持す ること。 (5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。 (6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)



第5号様式(第5条関係)

屋外広告物管理者設置届

屋外広告物管理者について下記のとおり設置したので、東京都屋外広告物条例施行規則第5条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住 所

氏 名

電 話 ( )

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

1 屋外広告物管理者

住 所	
氏 名	
電 話	
資 格	

2 許可の内容

(1) 広告物の種類	広告塔(           メートル           平方メートル) 広告板(           メートル           平方メートル) アーチ 装飾街路灯
(2) 表示又は設置の場所	
(3) 表示内容	
(4) 広告物の数量	
(5) 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
(6) 許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

- (注意) 1 1の資格の欄は、東京都屋外広告物条例施行規則第2条各号に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入してください。  
 2 2(1)の欄は、該当事項を○で囲んでください。また、広告塔又は広告板に該当する場合は、高さ又は表示面積を記入してください。  
 3 資格を証する書面を添付してください。

(日本産業規格A列4番)

第 6 号様式(第 5 条関係)

屋外広告物広告主等変更届

屋外広告物の許可を受けた者について下記のとおり変更したので、東京都屋外  
 広告物条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住 所  
 氏 名  
 電 話 ( )  
 (法人にあつては、その事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名)

記

1 屋外広告物の許可を受けた者

変 更 前	住 所	
	氏 名	
	電 話	
変 更 後	住 所	
	氏 名	
	電 話	

2 許 可 の 内 容

(1) 広 告 物 の 種 類	
(2) 表 示 又 は 設 置 の 場 所	
(3) 表 示 内 容	
(4) 広 告 物 の 数 量	
(5) 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
(6) 許 可 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで

(注意) 1 の住所及び氏名の欄は、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

第7号様式(第5条関係)

屋外広告物管理者変更届

屋外広告物管理者について下記のとおり変更したので、東京都屋外広告物条例施行規則第5条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住 所

氏 名

電 話 ( )

〔法人にあつては、その事務所の所  
在地、名称及び代表者の氏名〕

記

1 屋外広告物管理者

変 更 前	住	所	
	氏	名	
	電	話	
	資	格	
変 更 後	住	所	
	氏	名	
	電	話	
	資	格	

2 許可の内容

(1) 広告物の種類	広告塔(           メートル           平方メートル) 広告板(           メートル           平方メートル) アーチ 装飾街路灯
(2) 表示又は設置の場所	
(3) 表示内容	
(4) 広告物の数量	
(5) 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
(6) 許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

(注意) 1 1の住所及び氏名の欄は、法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を、資格の欄は、東京都屋外広告物条例施行規則第2条各号に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入してください。  
2 2(1)の欄は、該当事項を○で囲んでください。また、広告塔又は広告板に該当する場合は、高さ又は表示面積を記入してください。  
3 資格を証する書面を添付してください。ただし、住所、氏名及び電話番号の変更の場合には、必要ありません。

(日本産業規格A列4番)

第8号様式(第5条関係)

屋外広告物除却届

年 月 日付 第 号により許可を受けた屋外広告物を下記のとおり  
除却したので、東京都屋外広告物条例施行規則第5条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住 所  
氏 名  
電 話 ( )  
〔法人にあつては、その事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

- 1 除 却 年 月 日 年 月 日
- 2 除 却 理 由
- 3 広 告 物 の 種 類
- 4 表 示 又 は 設 置 の 場 所
- 5 表 示 内 容
- 6 広 告 物 の 数 量
- 7 許 可 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 8 屋外広告物管理者  
住 所  
氏 名  
電 話 ( )  
資 格

(注意) 8の屋外広告物管理者の欄は、屋外広告物管理者を設置している場合のみ記入し  
てください。この場合、資格の欄は、東京都屋外広告物条例施行規則第2条各号  
に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入してください。

(日本産業規格A列4番)

第9号様式(第6条関係)

屋外広告物取付け完了届

年 月 日付 第 号により許可を受けた屋外広告物の取付け  
が下記のとおり完了したので、東京都屋外広告物条例施行規則第6条の規定によ  
り届け出ます。

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住 所  
氏 名  
電 話 ( )  
〔法人にあつては、事務所の所在  
地、名称及び代表者の氏名〕

記

- 1 取付け完了年月日 年 月 日
- 2 広告物の種類
- 3 表示又は設置の場所
- 4 表 示 内 容
- 5 広告物の数量
- 6 許 可 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

(日本産業規格A列4番)

第9号様式の2(第7条関係)

← 4センチメートル以上 →		↑ 4 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 ↓
屋外広告物許可済		
許 可 権 者		
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
許 可 番 号	第 号	
住所(所 在 地)		
氏 名 (名 称)		

備考

はり紙(ポスターを含む。)、はり札等(東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)第7条第2項に規定するはり札等をいう。)、広告旗(同項に規定する広告旗をいう。)、立看板等(同項に規定する立看板等をいう。)及び電柱又は街路灯柱を利用する屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件については、許可権者、許可期間及び許可番号以外の事項の記載を省略することができる。

第9号様式の3(第11条の3関係)

活 用 地 区 指 定 申 請 書

東京都屋外広告物条例第12条の2第1項の規定により、プロジェクションマッピング活用地区の指定について、下記のとおり申請します。

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電 話 ( )  
〔法人にあつては、事務所の所在  
地、名称及び代表者の氏名〕

記

1 活用地区の名称等

(1) 名称

(2) 位置・区域

2 活用計画の案

別紙のとおり

(注意) 東京都屋外広告物条例第12条の2第2項各号に定める事項を記載した活用計画の案を別紙として添付してください。

(日本産業規格A列4番)

第9号様式の4(第11条の5関係)

活 用 地 区 指 定 変 更 申 請 書

東京都屋外広告物条例第12条の2第6項の規定により、プロジェクションマッピング活用地区に係る活用計画の内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電 話 ( )  
〔法人にあつては、事務所の所在  
地、名称及び代表者の氏名〕

記

1 活用地区の名称等

(1) 名称

(2) 位置・区域

2 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

3 変更理由

(注意) 申請書には、活用計画の変更案を添付してください。

(日本産業規格A列4番)



第9号様式の5(第11条の5関係)

活 用 地 区 廃 止 届

東京都屋外広告物条例第12条の2第8項の規定により、プロジェクションマッピング活用地区の廃止について、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住 所  
氏 名  
電 話 ( )  
〔法人にあつては、事務所の所在  
地、名称及び代表者の氏名〕

記

- 1 活用地区の名称等
  - (1) 名称
  
  - (2) 位置・区域
  
- 2 廃止理由
  
  
- 3 廃止予定年月日

(日本産業規格A列4番)

第10号様式(第12条、第13条関係)

(表)

屋外広告物表示・設置届	
※ 屋外広告物を〔表示〕したいので、東京都屋外広告物条例施行規則 〔掲出する物件を設置〕 第 条の規定により下記のとおり届け出ます。	
年 月 日	
東京都知事 殿	
届出者 住所 氏名 電話 ( ) 〔法人にあつては、事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕	
記	
1 広告物の種類	
2 表示又は設置の場所	
3 表示内容	
4 広告物の規模	面積
	数量
5 期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 表示又は設置の目的	

(注意) 1 ※印のある箇所は、該当するものを○で囲んでください。  
2 公益を目的とした行事、催物等のために表示するプロジェクションマッピングについては、裏面の7の事項についても記入してください。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

7 公益を目的とした行事、催物等のために表示するプロジェクションマッピング	
(1) 公益行事等の名称及び概要	
(2) 企業広告等の占める割合(1/3以下)	
(3) 企業広告等による収益の用途(公益に関する目的を有すること。)	
(4) 表示する上端までの高さ	
(5) 表示時間	時 分から 時 分まで
(6) 高さ制限を超える場合※	イ 表示期間が7日以内 ロ 1日当たりの表示時間が3時間以内 ハ 高さ制限を超えて表示する部分の表示面積の合計( m <sup>2</sup> )が、高さ制限を超える部分の壁面の面積( m <sup>2</sup> )の10分の3以下
(7) 備考	

(注意) 1 ※印のある箇所は、該当するものを○で囲んでください。  
2 7(6)高さ制限とは、地盤面からプロジェクションマッピングの上端までの高さについて、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は指定区域内にあつては33メートルを、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は指定区域外にあつては52メートルを指します。  
3 記入欄が不足する場合には、必要な事項を記入した別紙を添えてください。

第11号様式(第22条関係)  
(表)

第 号  
年 月 日

殿

東京都知事 印

屋外広告物許可取消書

年 月 日 第 号により許可をした下記屋外広告物等については、  
東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)第 条第 項の規定に違反して  
いるので、同条例第31条の規定に基づき許可を取り消したので通知する。

記

- 1 広告物の種類
- 2 表示又は設置の場所
- 3 表示内容

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
  
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第12号様式(第22条関係)  
(表)

第 号  
年 月 日

殿

東京都知事 印

措 置 命 令 書

下記広告物等は、東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)第 条第  
項の規定に違反しているため、同条例第31条の規定に基づき、下記のとおり措置を命ずる。

記

1 措 置 内 容

2 広 告 物 等 の 種 類

3 表 示 又 は 設 置 の 場 所

4 表 示 内 容

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
  
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第13号様式(第22条関係)  
(表)

		第	号
		年	月
			日
殿			
東京都知事 印			
措置命令書			
下記広告物等は、東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)第 条第 項の規定に違反しているので、同条例第32条第1項の規定に基づき、下記期限までに下記 のとおり措置を命ずる。			
記			
1	措	置	内 容
2	広	告	物 等 の 種 類
3	表	示	又 は 設 置 の 場 所
4	表	示	内 容
5	期	限	年 月 日
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。			

(日本産業規格A列4番)



(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第14号様式(第22条関係)  
(表)

第 号  
年 月 日

殿

東京都知事 印

屋外広告物除却命令書

下記広告物等は、東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)第 条第 項の規定に違反しているので、同条例第31条の規定に基づき、除却するように命ずる。

記

1 広告物等の種類

2 表示又は設置の場所

3 表示内容

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第15号様式(第22条関係)

(表)

		第	号
		年	月
			日
殿			
東京都知事 印			
屋外広告物除却命令書			
下記広告物等は、東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)第 条第 項の規定に違反しているので、同条例第32条第1項の規定に基づき、下記期限までに除却 するように命ずる。			
記			
1	広告物等の種類		
2	表示又は設置の場所		
3	表示内容		
4	期	限	年 月 日
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。			

(日本産業規格A列4番)

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第16号様式(第23条関係)

年 月 日

意見等表明書

東京都知事 殿

住所

氏名

電話 ( )

〔法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付けの措置命令に対する不履行に関し、下記のとおり意見を表明  
します。

記

措置命令の内容	
措置命令の 原因となつた行為	
意見等	
備考	

(注意)1 意見等の欄には、証拠となる事実を記載することができます。

2 別途、証拠書類等を添付することができます。

(日本産業規格A列4番)

第17号様式(第25条関係)

保管物件一覧表

番号	除却日時 (保管開始日)	放置されていた場所	名称又は種類及び数量	表示内容	保管場所	備考

(日本産業規格A列4番)